

2019年1月10日

経済産業省
経済産業大臣 世耕弘成様

陳 情 書

—2020年4月から託送料金中に新たに「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」という原子力発電由来の2つの負担金を上乗せするのを止めてください。また、託送料金を本来定められた姿である「電線使用料（送配電網の維持に係る費用に対するもの）」とするべく見直しを行ってください。—

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美

— 2020年4月から託送料金中に新たに「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」という原子力発電由来の2つの負担金を上乗せすることを止めてください。

1. 託送料金は送配電に要する費用を負担するもの、いわゆる「電線使用料」であると承知しています。
2. しかるに、その託送料金に、2020年4月から新たに「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」という2つの原子力発電由来の負担金を上乗せすることを、貴職は決められているようです。それは、以下に述べる理由から不当だと言えます。したがって、それを止めてください。

(一) 賠償負担金について

- (1) 貴職が決めたとされる「賠償負担金」は、沖縄電力管内を除く全ての電気利用者（国民）が実質的に負担することになるもので、税金に等しいものです。そうであるにも拘わらず、これを託送料金に含めて徴収しようとするのは、そうできる法律上の根拠がないと思われます。これは憲法第84条（租税法律主義）に照らして問題があります。
- (2) かつ、その本質は東京電力及び大手電力を優遇救済する中味となっているようです。それなのに、優遇救済される側の大手電力関係者と貴省と一部有識者のみで検討・決定しており、決定手続きにも問題があります。
- (3) そのような新たな負担を、電気利用者（国民）への責任ある情報開示や国会の議

論もないままに決めて、託送料金に上乗せし、新電力事業者や電気利用者（国民）から徴収することは、憲法第29条（財産権）で保障されている財産権を侵害する不当なものです。

（4）具体的に、以下のとおりの問題があります。

一）賠償負担金を託送料金に上乗せして徴収できるとする根拠規定がありません。

1）一昨々（2016）年7月28日に貴省より『「電気事業法施行規則」等の一部改正について』と題されて意見公募が公示され、それに対する533件の意見に対して、同年9月15日に結果公示がされ、同年9月28日に公布がされたと貴省のホームページに公示されています。

2）533件の意見の中で多く出された「賠償負担金を託送料金として徴収する根拠は何なのですか」という問いかけに対する貴省からの説明は、「電気事業法上、ユニバーサル料金など国民が広く公平に負担すべき費用を託送料金に含めることができる。賠償負担金はそれに当たる。」というものでした。

3）私たちは、それを疑問に思い、昨（2018）年3月9日付及び6月26日付の二度の『お問い合わせ』で、そのように貴職が説明される電気事業法上の根拠規定をお尋ねしました。

4）それへの回答がようやく昨（2018）年12月28日に届けられました。貴職からの回答は、「一般送配電事業者の託送供給約款の認可については、電気事業法第18条において定められております。」でした。しかしながら、同法第18条は要旨「1. 一般送配電事業者は託送供給約款を定め大臣の認可を受けること。2. 約款によりがたい特別の事情があるときは大臣の認可を受けた料金にすることができること。3. 大臣は記載する各号に適合する時は認可をしなければならないこと。（中略）7. 他の法律の規定により支払うべき費用額の増加に対するものとして省令で定める場合は、料金その他条件を変更できること。8. 前項により条件を変更するときは大臣に届け出ること。」であり、これが「電気事業法上、ユニバーサル料金など国民が広く公平に負担すべき費用を託送料金に含めることができる」を説明する根拠条項であるとは考えられません。

5）昨年12月28日付回答には「賠償負担金については、電気事業法に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第七十七号）において、必要な措置を講じています。」ともありますが、仮にこれが電気事業法第18条第7項の適用を意味するとすれば、前提となる「他の法律の規定により」ということが欠落しています。

6）以上のとおり「電気事業法上賠償負担金を託送料金に含めることができる」というのは根拠のない説明と思われれます。

二）賠償負担金という大きな負担を国民に求める理由と目的が明確ではありません。

一昨々（2016）年末から一昨（2017）年初めにかけて貴職が賠償負担金を検討したとする審議会で行ったこの負担金措置の理由や目的について説明や報道されたことと、一昨（2017）年2月に示されて現在説明される結論との間に大きな乖離があります。

- 1) 貴職は当初、この賠償負担金を「東京電力福島第一原子力発電所事故の賠償費用の増加に対処するため」と説明された様子です。しかし、その後、それを否定して「原子力発電所事故の賠償への備えとして確保していなかった分（過去分）を回収するため」と変えています。
- 2) 私たちはこの矛盾について昨（2018）年3月と6月の『お問い合わせ』で糾しました。しかし、現在まで貴職はそれについて頬かむりして、説明を放棄しています。
- 3) また、そもそもこの賠償負担金の議論が始まった契機として、一昨（2017）年1月10日付毎日新聞が「2016年9月、大手電力会社の業界団体幹部が、東京電力福島第一原発事故の賠償費用の大幅増を予測する試算をもとに、自民党議員と向き合った。費用が膨らむなら大手電力の負担も増えるのみで、電力自由化で新規参入した新電力にも負担を求めることを要望した。経済産業省にも同じ資料を持参し、陳情した。これに先立つ7月、東京電力は福島第一原発の事故処理費用が大幅に増えるの見通しを示し、政府に支援を要請した。5.4兆円から7.9兆円に増える賠償費の手当ては重要課題だった。経産省は二つの有識者委員会を設けて9月末に議論をスタート。経産省の腹案は託送料と呼ばれる送電線利用料に上乘せするものだった。賠償の増加分を結果的に国民が広く負担する。決定に至る経緯を検証した。」と報じた記録をもとに貴職に「これは事実ですか。」とお尋ねしたところ、貴職からの回答は「報道にあるような要望については承知していません。」でした。

回答された部署である「電力・ガス事業部」の職員は「承知していない」のかもしれませんが、貴職も「承知していない」のでしょうか。新聞がこのような重たい事実を根も葉もなく書くはずはなく、貴職が本当のことを答えてくれているのかは疑問です。

また、私たちが「こうした事実があったのですか」と尋ねていることに、貴職が「承知していません」と回答される意味ですが、これは、そうした事実はあったということを語るものなのですか。

- 三) 内容についても、まず貴職が当初説明した「東京電力福島第一原子力発電所事故の賠償費用増加に対応するため」についての疑問があります。これは原子力損害賠償制度の経緯に照らして不当ではありませんか。

- 1) 原子力損害賠償法（1961年）は、事業者が原子力発電事故への損害賠償責任を無過失・無限に負うと定めています。2011年に起きた東京電力福島第一原子力発電所事故も同様です。その免責もありません。一方、事故への備えとしての保険は最大1,200億円だったとのこと。東京電力福島第一原子力発電所事故の賠償責任を果たすには、端から足りていませんでした。
- 2) そのため、東京電力を破綻させぬことを主眼に弥縫で制定された原子力損害賠償負担支援機構法（2011年）によって、国の支援や、更に加えて東京電力以外の手電力会社も負担金を出すことになったようです。そして、それ以降北陸電力と中国電力を除いて原子力発電を所有する各電力会社管内ではその負担金が電気料金原価に算入されている、ということを私たちはつい最近知り

ました。つまり、この負担金がすでに電気利用者（国民）が知らないうちに、電気利用者（国民）に負担させられています。そして、こうした負担は電気料金の請求書や明細書にも記されていないようです。

3) それでも足らずに、今般の「賠償負担金」の検討が始まったようです。増大する賠償額への対処不能試算を受けて秘かに大手電力の業界団体である電気事業連合会と自民党議員と貴省の間で対処が検討され、2016年に審議会が起動し、託送料金の仕組みを用いたこの国民負担が模索され始めた、と前述の2017年1月10日付毎日新聞によって報道されています。

4) それが真実であれば、原子力損害賠償の基本にある「無過失責任」「無限責任」が事実上蔑ろにされ、東京電力が負うべき責任が無原則に国民負担にねじ換えられたこととなります。そして、そうできる根拠のないまま、それが託送料金で徴収されようとしています。

四) 次に、その後貴職が当初の説明を自ら否定して結論に用いられた理屈（過去に請求すべきであったものを回収するだけである）というのは、普通に暮らす一般の人々の社会的な常識や通念を真っ向から覆すものです。

1) 当初説明されていた「東京電力福島第一原発事故の賠償費用増加に対処するため」ということを否定して、「賠償の備えとして確保していなかった分（過去分）を回収するため」というような理屈に摩り替えられた、と私たちは考えています。そして、「その分を2010年までは電気利用者（国民）に請求していなかったのだからこれから請求する」という、つまり、後になって、事実として生じた東京電力福島第一原発事故の対処に要する費用を目にして、一方で、それを正面から理由とするのを回避した上で、「原発事故が起きたら賠償費用はこれ位かかるものだったのだ。そしてこれは事故が起こる前には分からなかった金額だから請求していなかったのだ。今計算したから請求する。」といった理屈は、一般社会の通念ではどうも考えられないことです。

2) 百歩譲って、どうしてもそうせざるを得ないという判断があるのならば、それに必要な情報の全容を明らかにすることが最初にされるべきです。そうした情報開示はなされているとは思えません。事実、電気利用者（国民）や新電力事業者のほとんどはこれを知りません。

3) さらに、いただいた回答には「福島の復興を支えるという観点・・・も勘案し」と、当初していた説明に似つかわしく見えさせる文言がありますが、そうであるとすれば、賠償費用について、何よりもまず、事故の責任を果たすべき当事者（東京電力の経営者）や業界団体、利益関係者（金融機関・株主・投資家他）等の責任が果たされるべきです。当然、国策として原子力発電を推進してきた貴省をはじめ国の責任も同様です。これらが一体どれ程責任を果たしているのかといった情報開示や、それでもこれだけ足りないのだからお願いしたいといった真摯な発信はされていません。

4) その点で言えば、電気利用者（国民）に「過去に請求していなかったもの」なるものを計算して請求する以前に、むしろ、「過去に得た利益」を当事者や利益関係者ごとに計算して、その当事者や利益関係者からまず徴収することを

やるべきです。それはされていないと思われます。

(私たちは現在、原子力発電を重視してきた九州電力・関西電力・東京電力三社の設立からの歴年の有価証券報告書をあたっているのですが) これら当事者と利益関係者からの費用捻出ではなく、知らないうちに税金や電気料金や(今後は)託送料金で、この費用を国民や電気利用者あるいは新電力事業者に負担させて(させようとして)いる経緯となっています。その一方で、国民の電気需要が満たされたと見做せる昭和40年以降にも、電気料金を通して、電気事業に必要な人件費・物件費以外に、固定資産の取得・銀行への元利支払・株主への利益配当・社債の償還等で、九州電力で24兆円超・関西電力で42兆円超・東京電力で83兆円超のお金が取得されている歴史のようです。

- 五) また、現在説明されている結論自体に矛盾があるという疑問を拭きません。
- 1) 貴職が説明する「過去分(=過去に請求していなかった分)」の計算が「上限2.4兆円」とされる一方で、賠償負担金の算定規則(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則)第26条の2に、この「増額」を規定する条項があることについての疑問です。
 - 2) これについて、昨年12月の貴職回答には「(この規則は)当該変動額を基に引き上げようとする託送供給約款で設定する料金を算定することができる旨を定めたものであり、賠償の備えの不足分の総額のうち、託送制度を利用して回収を行うものとして示している約2.4兆円という額を変動させる趣旨ではない」とあります。
 - 3) それならば、増額を認める同規則条項に「一 賠償負担金相当金の変動額」という一号があるのはどうしてなのでしょう。過去に請求しなかったという総額を計算し、2020年4月まで電気料金を通して回収するという額を計算し、前者から後者を引いた差額である「上限2.4兆円」が賠償負担金額だという説明からすると、上規則中にある「変動額」というのは何を示し、それを「引き上げようとすることを認める」というのは何を示すのでしょうか。それが分からないままでは、端から「上限」という言葉はあっても賠償費用が増加すれば任意に「増額」させていく考えなのかと思えてなりません。
- 六) 最後に、こうした決定のされ方の怖ろしさがあります。
- 1) こうした重大な結論を設計、決定するにあたり、2016年における貴省審議会では、少人数での数回・短時間の検討しかされていないようです。あまりにも性急で薄っぺらなものと言うしかありません。
 - 2) 負担を求められる電気利用者(国民)からの検討参加は、2017年7月28日に「電気事業法施行規則等の一部改正に対する意見募集について」と題するパブリックコメントだけであり、しかも、8月26日締切りまでに533件も提出された多数の反対意見に対しても、それを頭から否定する結果公示が9月15日にあり、9月28日に命令等の公布がされた、というものです。
 - 3) そして、これが貴職の命じる『経済産業省令第七十七号』となって、それによって、2020年4月から、事実上全国のほぼ全ての電気利用者(国民)から徴収されていくこととなります。実に怖ろしいあり方です。

(二) 廃炉円滑化負担金について

- (1) 貴職が決めたとされる「廃炉円滑化負担金」も「賠償負担金」に同じく、沖縄電力管内を除く全ての電気利用者（国民）が実質的に負担することになり、税金に等しいものです。そうであるにも拘わらず、これを託送料金に上乗せして徴収しようとするのは、そうできる法律上の根拠がないと思われます。憲法第84条（租税法主義）に照らして問題があります。
- (2) 加えて、廃炉円滑化負担金をつくる目的と理由として、2013年以降につくられた「廃炉会計」を維持するためとされていますが、そもそものこの「廃炉会計」と言われるものが、「廃炉した原子力発電施設や核燃料等を資産として扱う」といった、通常の社会通念をもつ普通の人たちが理解できない考えに立っています。原子力発電所の廃炉に、そのような会計制度を用いていることが驚愕の事実です。
- (3) この廃炉円滑化負担金も賠償負担金に同じく、原子力発電事業を行ってきた大手電力会社を優遇救済する中味なのに、優遇救済される側の大手電力関係者と貴省と一部有識者のみで検討・決定しており、決定手続きにも問題があります。
- (4) そのような新たな負担を、電気利用者（国民）への責任ある情報開示や国会の議論もないままに決めて、託送料金に上乗せし、新電力事業者や電気利用者（国民）から徴収することは、憲法第29条（財産権）で保障されている財産権を侵害する不当なものです。
- (5) 具体的に、以下のとおりの問題があります。
 - 一) 賠償負担金と同様に、廃炉円滑化負担金を託送料金として徴収できるとする根拠規定がありません。先述したとおりです。
 - 二) 廃炉円滑化負担金の具体的な全容と負担額は明らかにされておらず、事実上、その負担額は白紙委任の状態です。電気利用者（国民）からの負担を求めるものとなっています。
 - 1) 私たちからの「原子力発電事業者がそれを計算する算定ルールはどうなっているのか」「日本全体でどれ程の額が想定される見込みでいるのか」とのお尋ねについて、貴職から「申請時点での簿価等を想定している」「総額は各原子炉の廃止の時期等によっても左右され、予断を持って答えることが困難です」と回答をいただきました。

これから言えるように、原子力発電施設の廃炉費用自体がまず透明でありません。一般に40年以上の取組みだと言われているが、それに要する費用を確実に想定しているとは思えず、一体幾らになるのかが見通せないものとなっています。
 - 2) 廃炉以後の取組みとされる低レベル放射性廃棄物の処分費用について、「解体引当金省令に規定する総見積額に含まれている。現時点で得られる知見等に基づき、合理的な金額が見積もられている」と回答をいただきました。つまり、原子力発電事業者が現在引き当てている「資産除去債務（2009年までは原子力施設解体引当金）」の計算に含まれていると理解しました。

しかし、その金額には原子力規制委員会が定めた「低レベル放射性廃棄物の

処分にあたっては300年以上の監視と10万年の保管を必要とする（2018年8月1日付毎日報道）」のに要する費用は含まれているのでしょうか。

繰り返しますが、「300年とか10万年の仕事」です。それを見積もって費用を立てているのでしょうか（喩えて言えば、徳川家康やクロマニヨン人たちがこの仕事をしてくださいと現世の人々に命じるような仕事です。命じた時にその費用を計算して指示しているとは考えられません）。

そしてこの仕事は「原子力事業者が取組む」ということですが、そのことについて「廃炉円滑化負担金で賄われるのですか。想定した額を上回ったら、それが（前述の）廃炉円滑化負担金の変動額として増額されるのですか」とお尋ねしたことへの回答はいただけていません。私たちは、300年とか10万年の間必要となる費用を誰がどのように負担することになるのかを知りたいし、それが廃炉円滑化負担金の内容にあたるのであれば尚更おかしい、と申したいのです。

- 3) 高レベル放射性廃棄物の最終処分費用について「平成29年度で3.8兆円。法律に基づき原子力事業者が負担しています。これは廃炉円滑化負担金の対象となりません。」と回答いただきました。大手電力会社の有価証券報告書を見ると電気料金原価に「特定放射性廃棄物処分費」という費目が含まれており、それがこれに当たるのだろうと理解しました。

そうした場合、3.8兆円という金額が単年度分なのか・積算額なのかは回答からは分かりませんが、もし前者（単年度分）とすれば、この仕事が幾年を要することになるか知りませんが、原子力事業者はこれをずっと事業費用として負担しなければならない、つまり、そもそもの電気料金の原価計算に含まれていくということでしょうか。あるいは、いずれは税金や他の何かで電気利用者（国民）が負担していくことになるのでしょうか。

- 4) 使用済核燃料再処理に係るもんじゅや東海再処理施設の廃止費用は「廃炉円滑化負担金の対象とならない」ことを貴職からも文部科学省からも回答いただきました。つまり、税金での国民負担になるのだろうと理解しました。また、使用済燃料再処理等既発電費以外の核燃料再処理事業費を「託送料金で回収することは、現時点で検討はしていません。託送料金でこれまで回収した使用済燃料再処理等既発電費は1兆円です」と回答いただきました。

ただし、「核燃料再処理事業費13.9兆円の内訳と使途、六ヶ所再処理工場建設に要する費用内容、東海再処理施設の廃止額1兆円の意味、核燃料再処理に係って電気料金で回収される額と託送料金で回収する額の区分基準とその額、託送料金で回収する使用済核燃料再処理等既発電費の残額」等のお尋ねについては回答をいただけていません。

懸念するのは「現時点で検討はしていません」という貴職からの回答の意味です。この先検討していくという意味でしょうか。そもそもこうした額がどれ位になるのか、税金であれ・託送料金であれ・電気料金であれ・いずれであれ、多額の費用を投じながら破綻に瀕している使用済核燃料再処理事業にどれ程の費用が投じられていくのかは、電気利用者（国民）にとってとても重大な関心

事です。それが知らされていない現実があります。

- 5) 廃炉費用積立のほとんどを他に流用していた日本原電について、「東海原発や敦賀1号原発の廃炉資金は日本原電で対応することが重要と認識しています。日本原電も廃炉円滑化負担金を申請できます。」と回答いただきました。

日本原電が対応できなければ東京電力に対してと同様に、それを優遇救済する動きになるのでしょうか。また、日本原電は電気利用者（国民）にではなく大手電力会社に原発電気を売る会社であることから、一般送配電事業者のような託送料金の仕組みを使っていないと思いますが、日本原電が申請した廃炉円滑化負担金は誰からどのように徴収していくのでしょうか。

- 6) 以上のような概括的な疑問に加えて、有価証券報告書にある「資産除去債務（従前の原子力施設解体引当金）」「原子力廃止仮勘定」と、この「廃炉円滑化負担金」及びその前提と言われる「廃炉会計」の関係性が（2回の回答をいただきましたが）よくつかめません。あらためて別の機会に説明をいただくつもりです。

- 7) 賠償負担金額はそれでも「上限2.4兆円」という数字が示されています。しかし、廃炉円滑化負担金額は上に述べたとおり「白紙委任」の状態です。加えて、算定の結果が廃炉円滑化負担金として幾ら電気利用者（国民）に負担させられることになるのか・なったのかを点検、検証する術は当事者である商用原子力発電事業者と国にしかありません。それなのに、算定した結果を電気事業者（国民）に負担させる設計です。

- 8) 加えて、廃炉円滑化負担金もまた、随意にその「増額」ができると算定規則第26条の2に定められようとしています。

三) 原子力発電廃炉の会計制度の経緯も、通常の世界通念で普通の人が理解できないものとなっています。

- 1) 2009年に決定された中部電力浜岡原子力発電1,2号機の廃炉について「特別損失は同社の判断で行われた。当該特別損失額は、廃炉円滑化負担金の対象外となっています。」と回答いただきました。つまり、それまで電気料金中に含まれ、電気利用者（国民）が負担していた廃止施設解体引当金をもとにこの廃炉費用は捻出され、何らかの不足費用については会社が特別損失を計上していくという、世界通念に照らして普通の人が理解できる会計処理がされていました。東京電力の有価証券報告書をみるかぎり、2011年に決定された東京電力福島第一原発の廃炉の会計処理も同様であったと思われます。

- 2) ところが、2013年の貴省内「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ」による報告書をもって、「廃炉と発電は一体である」と新たな理屈が出されました。そして、本来特別損失計上すべき廃止原子力発電施設の多くが、その減価償却分を電気料金で回収することを目的に資産化されることになりました。さらに2015年には、全ての廃止原子力発電施設に加えて核燃料等もそうした資産の対象に加えられました。これにより原子力発電所の廃炉によって大手電力会社は1円の損失もせず、むしろ、すべてが資産化されることになりました。

3) この制度の前提にある「資産除去債務（従前の原子力施設解体引当金）」の考えは、有形固定資産の除去（廃止）に先立ってその取得（建設）時点からその除去（廃止）必要額が内外に見えるようにしておくというものだと理解していますので、それ自体が問題だとは考えません。

しかし、「資産除去債務」の採用以前に、電気事業においてはそれを先取りするように「原子力施設解体引当金」制度があっており、その必要額は電気料金原価として電気利用者（国民）から徴収されて、その積立をもとに原子力発電所の廃炉を行うというルールが存在していたのです。そして、中部電力の浜岡第1、第2原発も、事故を起こした東京電力福島第一原発も、そのルールで、引当金積立を用いて廃炉費用を賄う、何らかの足りない分を特別損失計上処理する、となっていたのです。

一方、例えば2015年に発表された九州電力の玄海1号原発も「廃炉費用の見積りは365億円。その9割超の338億円を引当済み。残る26億円を定額で引き当てる予定だ」「廃炉会計ができたので廃止を判断した」と発表されていることから分かるように、廃炉のための費用をすでに電気料金として徴収してきており、中部電力同様に、積立不足などは会社が特別損失金として負担するという事は出来ないことではなかったはずですが。

しかし、（これについては貴職から回答いただけていないのですが）この26億円に相当する額が2020年4月から廃炉円滑化負担金として徴収されることになるのかと推測されます。中部電力や東京電力が行った、会社が事業用資産を廃止する時計上するのが当然の損金処理といったことをしなくてすむように、この新たな「廃炉会計」がつけられている面は間違いなくあると言えます。

4) 加えて、これは現時点推測ですが、「資産除去債務」は、当該負債に対応して計上する除去費用に関して「債務として負担している金額を負債計上し、同額を有形固定資産の取得原価に反映させる処理をする」ものだと聞いています。これは、これまで電気料金が総括原価方式（すべての費用とあらかじめ計算した利潤を足し合わせて算出する）に基づくことから、原発のような高額な施設を持つほどに利潤（所有固定資産額に金利を掛けて算出）が増え、料金原価にできる一方で現金が減らない減価償却費も増えるという構造があったように、廃炉した原子力発電所にもそれが当てはめることができ、言わば廃炉によっても「儲ける」ことができるようにならないのでしょうか。もし間違いであったらご指摘をお願いします。

5) こうして、長年にわたって「原発が一番安い」と言われ、「廃止後のお金もきちんと準備しています（引当しています）」とされてきた原子力発電について、そのように社会に発信してきたことが正しかったのかといった検証と反省もない中で、社会通念に照らして普通の人たちが理解できない「廃炉と発電は一体である」という理屈に任せた会計処理が始まったのだと思います。それまで、中部電力も、事故を起こした東京電力も、こうした常識崩しのようなやり方ではなく、社会に存在している事業者が果たすべき責任とルールに基づいて

原子力発電施設の廃炉をやっていく構えでした。他の大手電力が同じようにやるのはごく当たり前のことだったのです。それが覆されました。

6) この延長に、電気事業が全面自由化となる2020年以後原子力発電発電事業者の電気を利用しない電気利用者（国民）からも託送料金の仕組みを通して廃炉費用を徴収すると決められたのが、この「廃炉円滑化負担金」です。この理屈も「過去に原子力発電の電気を利用してきたから請求する」というものです。利用している時には、誰もそのような情報も告知も受けていないのです。それなのに、こうするというのは社会通念に照らして普通の人たちが理解できることとは、あまりにもかけ離れています。

7) 貴省からは廃止円滑化負担金を設ける理由として「原子力発電事業者が廃炉を躊躇しないようにするために廃炉会計を設けており、自由化の進展に対応して新電力事業者に変える消費者が増えていくことを鑑みて、これまで電気を使ってきた電気利用者（国民）にもこの制度を維持するための費用負担をしてもらうこととした。」という説明が一貫してされています。しかし、例えば通信の自由化にせよ、他の何にせよ、「自由化」を進めるというのは、それまで支配的に事業を独占してきた企業はそれまでの保護や優遇がなくなっていく荒波を乗り越える努力する中で、それらと新たに登場する新事業者とが公平な競争をしていくと考えるのが普通です。電力事業に関しては、とりわけ原子力発電に関してだけは、電力自由化の期に及んでも、もっと言えばそれを逆手に取るように、こうした手厚い優遇救済が実際に取り続けられている、それは不当なことだと考えています。

四) そして、こうした決定のされ方は賠償負担金と同様に怖ろしいものです。2016年における貴省審議会の議論は限られた人たちによる数回・短時間の検討しかなく、負担を求められる電気利用者（国民）からの検討参加も無いに等しく、実質税金に等しい負担が、情報開示や国会の議論もなく、貴職の命じる『経済産業省令第七十七号』として決められました。これも、国民主権を蔑ろにしたうえで、憲法第29条（財産権）で保障されている新電力事業者や電気利用者（国民）の財産権を侵害するものです。

二. 託送料金をその本来の姿である送配電網の維持に係る費用に対するものとするべく見直しを行ってください。

1. 託送料金は送配電に要する費用を負担するもの、いわゆる「電線使用料」であると承知しています。
2. しかるに、その託送料金に、現在「電源開発促進税」と「使用済核燃料再処理等発電費」全額が原価として算定されています。これらは原子力発電に要する費用です。それを託送料金に含めることを無くすよう、見直しをしてください。
3. また、私たちは独自に、九州電力・関西電力・東京電力三社の「託送料金原価」とその元になる「電気事業経費」との比較調査を進めていますが、その中で、①これは送配電費用として託送料金原価になるものなのだろうか、②これは本当に送配電部門費用として適正な算定（配賦）率なのだろうか、③見通しとして認可される託送料金

原価を事後に実際に発生した事業経費額と照らして点検や検証がされているのだろうか、といった疑問を生じさせるものが幾つか生じています。点検や検証を行って、本当に適正と言える託送料金にしていくことが必要ではないでしょうか。

4. これらの作業を通して、私たちは、今後青天井のように、原子力発電の費用、とりわけ「バックエンド」と言われるものの費用が増えていくこと、それらの多くの費用の備えがされていないということを知ってきました。今後、こうした費用の中味を明らかにして、貴省が今でも「原子力発電のコストが安い」と言われていることが正しいのかどうかを検証し、もし正しくないのならそれを速やかに明確に訂正することをまずお願いしたいと考えます。そして、こうした費用を今後、これまでなされてきたようなロジックを用いて、新電力事業者や国民（電気利用者）が知らないうちに託送料金に転嫁するようなことが無いようにしてください。

（一）電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費について

- （１）電源開発促進税は「電源開発促進税法（１９７４年）」で、使用済燃料再処理等既発電費は使用済燃料再処理等発電費や使用済燃料再処理等準備費とともに「使用済燃料の再処理に関わる法律（２００５年）」で決められたものであり、いずれもその後電気料金原価に算定されるようになっている、と承知しています。
- （２）電源開発促進税は、「平成２３年度決算において、明確に電源ごとに内訳を算出することができる事業等に係る支出については、原子力発電等関係は約３，４４２億円、火力発電関係は約９億円、水力発電関係は約６３億円である」（『衆議院議員小池政就君提出電源開発促進税のあり方に関する質問に対する答弁書』）という政府からの説明に明らかなおお、その圧倒的大部分は原子力発電等関係に支出されているものです。また、使用済燃料再処理等既発電費は１００％原子力発電事業に要する費用です。
- （３）これらが電源開発促進税法や使用済燃料の再処理に関わる法律によって、電気事業経費として電気料金中に含まれ、電気利用者（国民）が負担するものとなってきた経緯については認めなければならないのだろうと考えています。
- それにしても、これらが「再生可能エネルギー賦課金」がされているように電気料金明細書に明示されることはなく（使用済燃料再処理等既発電費は一部の電力会社では掲載されているようですが）、実際に負担する電気利用者（国民）が自分たちが負担していることが分からないようにされている点は問題です。そして、最近になって「再生可能エネルギーの国民負担が多すぎる。問題だ」と言わんばかりの風潮が一部に見られるのと対比的に、この二つの負担のようなことは何も取り上げられない状況は不公平です。
- （４）電力自由化を進展させていく中、それらが、貴省の省令（『電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令』）でもって、全額が託送料金中に含まれるものに変えられたという点については認めがたいと考えています。これらはどう考えても、送配電網の維持のための費用ではなく、発電、とりわけ原子力発電に要する費用です。

- (5) 仮にこれらが、賠償負担金や廃炉円滑化負担金と同様に、「電気事業法上、ユニバーサル料金など、消費者が広く公平に負担する費用を含めることができる」に当たると言われるとしても、前述したとおり、電気事業法にその根拠となる規定は見当たりません。
- (6) また、使用済燃料再処理等発電費や使用済燃料再処理等準備費は電気料金原価であり続ける一方で、使用済燃料再処理等既発電費だけが託送料金に転嫁されるようになっていきます。賠償負担金や廃炉円滑化負担金の説明で用いられている「過去に原子力発電の電気を利用してきたから」という理屈で、「過去分＝既発電分」と見做してそうしているのかもしれませんが。しかし、前述したとおり、「過去分の請求」というのは社会通念に照らして普通の人たちが理解できることではありません。
- (7) 私たちが調べた限りでは、電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費が送配電の費用に含まれる理由は見当たりません。したがって、これも憲法第29条（財産権）で保障されている新電力事業者や電気利用者（国民）の財産権を侵害するものとなっていないのでしょうか。これらを託送料金に含めるのを止めて、原子力発電の発電コストと正確に算定し、それをきちんと原子力発電発電事業者が負担するものとするように見直してください。

(二) 託送料金は本当に送配電費用として適切な算定となっているかの検証について

- (1) 私たちは、独自に東京電力・関西電力・九州電力の大手電力三社の第一期からの有価証券報告書を当たった上で、平成25～27年の三ヵ年の託送料金原価と電気事業経費を、費目毎に想定計算による託送料金原価と実績ベースでの電気事業経費の割合の比較を行い、かつ、三社間での比較も行ってみました。また、この間、九州電力と関西電力にその点でのお尋ねも行ってきました。
- (3) そうした中で、①これは送配電費用として託送料金原価になるものなのだろうか、②これは本当に送配電部門費用として適正な算定（配賦）率なのだろうか、③見通しとして認可される託送料金原価を事後に実際に発生した事業経費額と照らして点検や検証がされているのだろうか、といった疑問を生じさせるものが幾つか生じています。点検や検証を行って、本当に適正と言える託送料金にしていくことが必要ではないでしょうか。
- (4) 最低言えることとして、見積額として認可される託送料金原価算定を事後に検証していないことは良くないと考えます。（この評価は功罪相半ばしてきたと思うのですが）電気料金算定の仕組みであったところの「総括原価方式（投じるつもり費用＋あらかじめ計算された利潤＝電気料金）」のやり方が、2020年に予定される電力全面自由化によって、電気料金の算定からなくなります。しかし、託送料金を算定するやり方としては残されます。そうした場合、総括原価方式のもつ功罪の両面をよく振り返って、託送料金の算定内容が適正であるかないかの検証という作業は欠かせないはずだと思います。少なくとも、今のあり方は見直してください。
- (5) 貴職からの昨年12月の回答によれば「電事事業法第19条に基づき、経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、認可を受けた料金その他の供

給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができること等を定めており、託送料金の適正性について、事後的に評価を行う仕組みとしております。」とあります。

その趣旨にもとづいて、見積りとして認可される託送料金原価算定を厳密・継続的に事後検証することに取り掛かっていただきたいと要請します。

(三) 原子力発電コストの正確な計算と公開、託送料金の仕組みを用いて原子力発電に関わるさらに新たな負担金などを作らないことについて

- (1) 私たちは、チェルノブイリ原子力発電所事故や東京電力福島第一原子力発電所事故の大きな災禍を見て、人の生命と環境と暮らしを損なう原子力発電所を無くしたいというグリーンコープ生活協同組合の組合員の願いをもとに設立された新電力事業者です。原子力発電に頼らない自然エネルギーの発電所づくりや、原子力発電ではない電気の共同購入運動を始めました。そうした中で、原子力発電から逃れようとしても、託送料金（電線使用料）の名の下に、それに原子力発電の費用が転嫁されている事実があることを少しずつ知ってきました。
- (2) その私たちは、もとより、福島の復興が必要であることや、全国に50有余ある原子力発電所をきちんと廃炉させていく必要があることを承知していますし、そのために費用が準備されていなくて、それを準備していかなければならないとなる時、同時代を生きる国民の一人ひとり・新電力事業者として、それをどうしていくかを真剣に考えていかなければならない事を承知しています。私たちだけが賠償負担金を払いたくなく、廃炉円滑化負担金を払いたくない、電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費を払いたくない、と言っているのではありません。
- (3) しかし、そのように真剣に考えていかなければならない問題であるにもかかわらず、あまりにも、原子力発電を推進した人たちや事業者、それで大きな利益を得てきた人たちや事業者、事故を起こした当事者や利害関係のあった人たちや事業者たちの果たすべき責任が果たされておらず、この大きな問題を考えるに必要な情報がほとんど明らかにされていない中で、原子力発電事業者を優遇救済するために、一部の人たちが社会通念とはかけ離れた理屈を頭でひねり出し、これらは電気を利用してきた国民の責任ですと言わんばかりに問答無用に付回しされるのを止めてほしい、と言っているのです。
- (4) そして、そうしないと、電力自由化の本来の趣旨を貫くこともできないはずです。電力自由化は、（言葉は厳しいですが）長年に亘って電気事業を地域独占してきた大手電力会社の一極支配を無くして、様々な電気事業者がより良い電気の供給を目指して、自由に競争していこうというものです。
- (5) 私たちは、こうして声を挙げ、貴省や大手電力会社から説明をうかがい、また話し合いをもつことを通して、原子力発電の正確なコストが明快に公開され、その中で託送料金も、本来そうあるべきところの、送配電費用を全ての電気事業者が平等に応分に負担するものとなるのを願っています。
- (6) そのようにならず、このまま、なし崩しのようにして、2020年から賠償負担金と廃炉円滑化負担金が現実化していくとなると、（これも言葉は厳しいですが）

それに味をしめて、これからも託送料金の仕組みを悪用して、本来原子力発電事業を行う大手電力会社等が負担すべきで電気事業者（国民）に負担させるべきでないものを、電気利用者（国民）に負担させていくことにつながっていくのではないかと心より懸念します。

前述したとおり、原子力発電については、失敗に終わりツケが20兆円にもなると言われ始めている「核燃料再処理事業」や、当初11兆円とされていたが現時点では25兆円と増加し、それどころではなく50～70兆円に膨れ上がるのではないかという研究発表すら出ている「東京電力福島第一原子力事故の対処総事業」など、これからも膨大な費用増が考えられるものがあります。前述しましたが、放射性廃棄物の検査・管理費用を300～400年もの間、あるいは10万年の間、誰に負担させるつもりなののでしょうか。これらは「原子力発電は安全」「原子力発電が無いと電気が足りなくなる」「原子力発電は安い」と言ってその事業を行ってきた事業者や推進してきた人たちが責任をもって対処すべき事柄ではないのでしょうか。仮にそれができないのであれば、そうした費用を明確にして、それらを誰がどう負担していくかといったことを、電気事業者も電気利用者（国民）も考えられるようにならないといけないはずです。本当に必要な費用は、国や電力会社が自分たちだけで勝手に決めるのではなく、責任の明確な開示と情報の透明な開示をされたうえで、電気事業者（国民）も一緒に決められるようにしてください。それらを安易に託送料金に載せて新電力事業者やその電気利用者（国民）の財産権を侵害したり、分からないうちに国民の税金を回すこと等がないようにしてほしいと願います。

(7) なお、この点については、私たちからのお尋ねに対して貴職から相応に回答と説明もいただけてきました。ただし、まだ「全体像」がよく分かりません。その上で、貴職からの回答を見ておぼろげに感じるのが「机上と実体の乖離」です。この点については、この間いただいた回答や私たち自身の調査や報道された事実を総合的に表化するなどの作業を私たち自身でももう少し行ってみたいし、その検証もお願いしたいと考えています。

なお、私たちの理解が及ばずに間違い等があったおりましたら、忌憚なくご指摘もお願いいたします。

以上